

令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯こども加算分）
申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）

（宛先） 和歌山市長

※申請期限：令和7年7月31日（木）（必着）

受付印

【誓約・同意事項】

以下の項目を確認し、該当する項目のチェック欄（□）に✓を入れてください。

※すべてに✓が入らないと支給できません。

☐	令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯こども加算分）（以下、「こども加算分」という。）支給要件（ア及びイ）に該当します。 ア 令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯）（3万円）の支給対象者です。 イ 令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、令和6年度住民税が課されていない18歳以下の児童を生計が同一又は監護もしくは養育しています。（以下「扶養」という。）
☐	基準日において別の世帯でこども加算分の支給対象（他の親族等の扶養等）となる児童はいません。
☐	世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
☐	世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☐	世帯の中に、既にこども加算分と同様の給付金を受給した者はいません。（他市区町村での同様の給付金含む）
☐	こども加算分支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
☐	公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
☐	本申請書は、本市において支給決定をした後は、こども加算分の請求書として取り扱います。
☐	本市が支給決定をした後、本申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算分が支給されないことに同意します。
☐	こども加算分の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算分を返還します。

1. 申請・請求者（世帯主）

		記入日	令和	年	月	日
申請・請求者	フリガナ 氏 名	生年月日		現住所		
		大正・昭和・平成・令和		〒		
		年 月 日		日中連絡可能な電話番号		
				() -		

2. 受取口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座） ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】※受取口座を確認できる書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰で記入	口座名義（カナ） ※通帳表記名で記入
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 農協 4. その他 ()	本店 支店 その他 ()	普通		
金融機関コード	支店 コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 〔6桁目がある場合は ☆欄にご記入ください〕	通帳番号 ※右詰で記入	口座名義（カナ） ※通帳表記名で記入
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入	1 ☆		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局（0120-969-861）へお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

～代理確認・代理受給を行う場合のみ記載してください。～

○申請・請求者の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

【代理人の範囲】

①配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族

※別世帯の場合、申請・請求者との関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）（発行日から3か月以内のもの）が必要となります。

②法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

※法定代理人の場合、登記事項証明の写し等が必要となります。

代 理 人	フリガナ	申請・請求者との関係	代理人生年月日	代理人住所・連絡先
	代理人氏名		大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	〒 日中連絡可能な電話番号（　　　　　）　　　－
上記代理人に本申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。			申請・請求者氏名	※署名又は記名押印

3. 加算給付対象児童

	フリガナ 氏　　　　　名	生年月日	同居 別居 の別	児童の 養育又は 監護	生計 同一	住所 (別居の場合のみ)
1		平・令　　年　　月　　日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	〒
2		平・令　　年　　月　　日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	〒
3		平・令　　年　　月　　日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	〒
4		平・令　　年　　月　　日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	〒
5		平・令　　年　　月　　日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	〒

- 対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
- ◆ 基準日において、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）
 - ◆ 「申請・請求者」と同一世帯又は別世帯だが扶養している令和6年12月14日以降に生まれた新生児
 - ◆ 基準日において、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童
 - ◆ 本市から令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯）（3万円）（他市区町村の同様の給付金を含む）を受給していない児童

4. 申請額・請求額

対象児童 「3. 加算給付対象児童」 に記載の人数	人	× 20,000円＝	申請・請求額	円
---------------------------------	---	------------	--------	---

○申請額・請求額は対象児童1人当たり20,000円です。（例）対象児童3人の場合：3人×20,000円＝60,000円

提出書類

- ①令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金（非課税世帯こども加算分）申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（本書）
・必要事項をご記入ください。
- ②受取口座を確認できる書類のコピー
・通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義（カナ）を確認できる部分のコピーを提出してください。
- ③申請・請求者（代理人）本人確認書類のコピー
・申請・請求者の運転免許証、健康保険証（資格確認書等）、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーを提出してください。
・代理人口座に振込みを希望する場合は代理人の本人確認書類の写し（コピー）も提出してください。
- 【基準日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合は④と⑤と「別居監護申立書」が必要です】
- ④別居している児童の住所地が分かる書類
・対象児童の基準日時点の住民票住所がわかる書類「別居している児童の世帯の住民票等」の写し（コピー）※発行日から3か月以内のもの
- ⑤別居している児童との関係が分かる書類
・対象児童と申請・請求者の関係が分かる「戸籍謄本等」の写し（コピー）　※発行日から3か月以内のもの

※添付書類の不備はありませんか。（添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）
※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象です。

【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。本申請書の内容に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申請・請求者氏名
（署名）